（発電用原子炉の運転）

第八十二条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［一・二　略］

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあっては、液位とする。）を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（発電用原子炉の運転）

第八十二条　［同上］

［一・二　同上］